

【令和6年12月2日以降の健康保険証新規発行停止・資格確認書について】

テレビ・ニュース等で報道されているとおり、令和6年12月2日以降は健康保険証の新規発行ができなくなり、「マイナ保険証（健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカード）」を基本とする仕組みに移行されますが、今後マイナ保険証を持っていない方には、保険証に代わり「**資格確認書**」（はがきサイズ・紙）を交付します。詳細は次のとおりです。

記

【1】令和6年12月1日以前からの健保加入者

1. 現在お持ちの保険証は、そのまま令和7年12月1日まで使用できます。
2. 健保で令和7年秋に加入者全員の「マイナ保険証」保有状況を調査します。
 - (1) 調査時点で「マイナ保険証」を持っていない方に「資格確認書」を一斉に交付します。（それまでは原則として「資格確認書」を交付することはありません。）
 - (2) **すでに「マイナ保険証」を持っている方は、「マイナ保険証」で受診するようにして下さい。**
（「マイナ保険証」を持っている方が「資格確認書」の交付を希望しても、国のマイナ保険証利用者拡大の方針に適さないため、特段の事情が無い限り交付しません。）
 - (3) 「マイナ保険証」利用者は、病院等の資格確認システムの機器トラブルや機器が未導入の病院等でも、「マイナ保険証」と一緒に**10月に配布した「資格情報のお知らせ」**を窓口に提示すれば受診できるので携行することをお勧めします。
さらに、スマホにマイナポータルの資格情報画面をダウンロードし提示すれば「資格情報のお知らせ」を携行する必要もありません。
3. 令和6年12月2日以降は、必要に応じて個別に「資格確認書」を交付します。
これまでの保険証発行に替えて「資格確認書」を交付しますが、保険証紛失による再発行手数料は、従来どおり1,000円/枚です。また、「資格確認書」を紛失した場合の再発行も同様に1,000円/枚です。「資格確認書」交付後に「マイナ保険証」を取得した場合、資格確認書は返却して頂かなくて結構です。

4. その他

- (1) 限度額適用認定証
「マイナ保険証」利用者には健保から交付しません。
- (2) 保険証の返却
 - ① 令和7年12月1日まで＝ 退職あるいは「資格確認書」を受領した場合は返却して下さい。
「マイナ保険証」利用に伴う返却は不要です。そのままお持ち下さい。
 - ② 令和7年12月2日以降＝ 来秋の「資格確認書」一斉交付時期に別途連絡します。

マイナ保険証について

国が利用拡大を推進している「マイナ保険証」には、次のようなメリットがあります。

- ① 現行の保険証による受診よりも医療費（初診料、再診料）が安くなる。
- ② 過去の服薬や健診結果を簡単に情報提供できるので、より良い医療が受けられる。
- ③ **手続無しで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される。**
- ④ マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる。

「マイナ保険証」の利用登録はマイナンバーカードがあれば簡単で、いつでも好きな時からスタートできます。登録方法には次の3つの方法があります。

- ① 医療機関や薬局にある顔認証付きカードリーダーでの申請。
- ② マイナポータルからの申請。
- ③ セブン銀行ATMでの申請。

【2】令和6年12月2日以降の新規加入者

※出産や離職による被扶養者の増員

1. 「マイナ保険証」を持っていない場合は、「**資格確認書（再）交付申請書**」を提出して下さい。すでに「マイナ保険証」を持っている方は、「マイナ保険証」を利用するようにして下さい。
 - (1) 交付対象となる方
 - ① マイナンバーカードを取得していない方（あるいは返納した方）
 - ② マイナンバーカードを紛失あるいは更新中の方
 - ③ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
 - ④ マイナンバーカードは取得しているが、健康保険証利用登録を行っていない方
 （注）出産による資格取得の場合、市区町村の個人番号発行が遅れることが多く、「マイナ保険証」が利用できるようになるまで時間がかかります。「資格確認書」の交付申請も検討して下さい。
 - (2) 「マイナ保険証」の利用可能または「資格確認書」の交付前に緊急の通院が必要な場合、事業主が被保険者に対し「健康保険被保険者資格証明書」を発行することができるようになります。
2. 健保で資格取得後、全員に「**資格情報のお知らせ**」（はがきサイズ・紙）を交付します。
 - ① 10月に一斉に交付した形式のものとは異なり、いわばデータ登録完了通知書で、個人番号下4桁の表示はありませんが、「マイナ保険証」利用者が受診する時、資格確認機器のトラブルや機器が未導入の病院等でも「マイナ保険証」と一緒に窓口で提示すれば受診できますので携行することをお勧めします。
 - ② さらに、スマホにマイナポータルの資格情報画面をダウンロードし提示すれば「資格情報のお知らせ」を携行する必要もありません。
 - ③ 「資格確認書」交付後に「マイナ保険証」を取得した場合、「資格確認書」は返却して頂かなくて結構です。

※「資格確認書」の有効期限は5年目の11月末日とします（任意継続は資格取得から2年間）。

例：令和7年1月1日交付 ⇒ 令和11年11月30日まで

令和7年12月2日交付 ⇒ 令和12年11月30日まで

その時点で調査し、なお「マイナ保険証」を持っていないければ「資格確認書」を更新します。

○今後のスケジュール（令和6年11月末現在）

		令和6年	令和7年	令和8年
		12月2日	12月2日	
保険証（現行）		有効な保険証は令和7年12月1日まで使用可		
資格確認書	① マイナカードを取得していない者 マイナ保険証の利用登録していない者		★一斉発行	
	② 12/2以降新規資格取得者		★資格取得時に発行	
	③ 保険証を紛失した者等		★申請により発行	
マイナ保険証				

は使用可能期間

※お問い合わせ先＝三菱製鋼健康保険組合（☎03-6262-8607）または各事業所・人事担当部署

以上